

いたばし応援寄付金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、いたばし応援基金条例（平成28年板橋区条例第9号）に基づき、いたばし応援基金（以下「基金」という。）に積み立てる、いたばし応援寄付金（以下「寄付金」という。）の適正な管理・運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(積立て区分)

第2条 寄付金は、次の各号に掲げる分野に応じ、指定寄付金として受け入れ、基金に積み立てるものとし、各分野の所管部は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 子育て分野【子ども家庭部】
- (2) 教育分野【教育委員会】
- (3) 福祉・介護分野【健康生きがい部、福祉部】
- (4) 健康分野【健康生きがい部】
- (5) 文化・スポーツ分野【総務部、区民文化部】
- (6) 産業分野【産業経済部】
- (7) 環境分野【資源環境部】
- (8) 防災・危機管理分野【危機管理部】
- (9) 都市づくり分野【都市整備部、まちづくり推進室、土木部】

- 2 区長は、前項各号に掲げる分野の他に、必要と認める事業を指定して、寄付金を受け入れることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次条の規定に基づく使途の指定のない寄付金については、基金に積み立てずに一般寄付金として受け入れるものとする。

(寄付金の使途の指定)

第3条 寄付者は、寄付金の使途を前条に規定する分野又は事業のうちから選択し、あらかじめ指定することができる。

(寄付金受入れ)

第4条 寄付の申込みは、いたばし応援寄付金申込書（別記第1号様式）により行うものとする。

- 2 区長は、前項の規定により寄付の申込みを受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは寄付金を受け入れ、領収証書を寄付者に交付するものとする。

(寄付金の返還等)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、寄付の受入れを拒否し、又は収受した寄付金を返還するものとする。

- (1) 公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 区長が特に拒否又は返還が必要であると判断した場合

(寄付台帳の作成)

第6条 区長は、寄付金の適正な管理を図るため、受け入れた寄付金について、いたばし応援寄付金台帳（別記第2号様式）を作成するものとする。

(寄付金の活用)

第7条 基金に積み立てた寄付金は、原則として積み立てた年度の翌々年度までに取り崩すこととし、寄付金を充当する事業については、所管部と協議し、決定するものとする。

2 寄付金の分野が2部以上にまたがる場合は、当該部と協議して所管部を決定するものとする。

3 利息については、各分野の寄付金残額に応じて按分するものとする。

(寄付者等への報告)

第8条 寄付金の事業への充当結果の報告は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 区ホームページへの掲載

(2) 広報いたばしへの掲載

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付則

この要綱は、いたばし応援基金条例公布の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。